

令和3年度 上野文化の杜新構想実行委員会 事業支援に関する業務委託に係る プロポーザル 実施要項

1. 業務の目的

「上野文化の杜」は多彩な文化プログラムの展開を図ることによって、我が国が世界の文化交流の拠点として更なる飛躍を目指すことが求められている。

そのために、上野公園周辺の各機関・団体等が相互に連携・協力することによって、それぞれが保有する文化芸術資源の潜在価値をより顕在化させ、その資源を有効活用するとともに相乗効果を増大させるべく、上野公園を中心とした区域を新たに「文化の杜」として位置づけ、日本のみならず国際的な文化の中心・シンボルとしていくものと位置付けられている。

そして今年度事業は、COVID19後を見据え、上野文化の杜新構想が目指してきた「文化芸術資源の活用に向けた諸施策の推進や、国際的な文化交流の拠点とするための基盤整備を進めることにより、年間3,000万人を集客する世界最高水準の文化芸術都市・国際遊学都市を形成していく」という目標に向けて、新たな時代を迎える上野文化の杜の諸事業の位置づけ、および、上野文化の杜を構成する団体や施設等の連携の体制や手法等において、その最適化とあり方の描き直しを行い、上野文化の杜が向かう方向性を明確に指し示すことにより、上野文化の杜が持続可能な事業の構築と運営を実現すべくリスタートするものである。

本業務は、上述した上野文化の杜新構想実行委員会のミッションや目指す方向性等を実現しうる事業の具体的な企画検討や、モデル事業の構築・試行において実行委員会を支援することを目的とし、その結果として、上野文化の杜の持続可能な事業運営のための基盤の確立に資することも狙いとするものである。

尚、令和3年度においては、上野文化の杜新構想実行委員会と公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京との共催によって事業を実施する予定である。

2. プロポーザルの主旨

上述した「業務の目的」を達成するために、実行委員会を支援する支援業務の委託について安定的な運営と優良な人材確保、効果的・効率的な業務実施方法、および業務遂行能力等を総合的に評価するために、企画提案型事業者選定を実施するものである。

3. プロポーザルの方法

公募型プロポーザル（上野文化の杜公式ホームページに本実施要項等を掲出する）

4. 業務委託内容

令和3年度上野の杜新構想実行委員会事業の企画・実施等の支援業務の委託

※詳細は、別紙「令和3年度 上野文化の杜新構想実行委員会事業実施の支援に関する委託業務仕様」の通り。

5. 履行期間

契約締結日から令和4年3月11日（金）まで

6. 委託する事業の委託料

委託する事業の委託料は、30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7. 業務委託基準

本業務においては、別紙「令和3年度 上野文化の杜新構想実行委員会事業実施に関する委託業務仕様」の要件を満たすことのできる「専門能力と経験・実績、さらには、イノベーション意欲の高いプロフェッショナル事業者」と、本実行委員会を構成する団体・企業・事務局等が、協働して相互の専門性を効果的に発揮・結実できるタスクフォース型実行体制を構築・運営することになる。

この状況を踏まえ、本委託業務で求められるプロフェッショナル事業者の主要な要件を以下のとおり想定し、本業務の委託基準とする。

- ①公的事業（ソーシャルビジネスを含む）のブランディングに知見、能力、ノウハウ、さらには豊富な経験と実績を有していること。
- ②ICTをはじめとする技術領域を含め、文化芸術領域の「トップノード機能」および「プラットフォーム機能」の企画・構築・運営等に知見、能力、ノウハウ、さらには豊富な経験と実績を有していること。

これらの機能には、多様な芸術作品や有形無形の文化財等のデジタルアーカイブ化、またそれらをビッグデータとして構築すること、および、AIを活用する等によって効果的なビッグデータ運用を行うことなど、様々な実務領域が含まれる。

- ③多様性に満ちた文化芸術領域において、様々な事業構築・運営の企画、プロデュース、ディレクション、オペレーション等に知見、能力、ノウハウ、さらには豊富な経験と実績を有していること。
- ④オムニチャンネルやメディアミックスなど、戦略性と実効性を持ったプロモーションの企画、プロデュース、ディレクション、クリエイティブ、オペレーション等に知見、能力、ノウハウ、さらには豊富な経験と実績を有していること。
- ⑤本実行委員会事業の構築・運営等において、将来に渡って持続的に協働・支援体制をとる意欲があると同時に、そのためのケイパビリティ（当該事業者が有する組織的な能力（人的資源やファシリティ等）や得意とする領域など）を有していること。

8. 反社会勢力の排除

- (1) 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - ①自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、社会運動等（人権運動、政治運動含む）標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他暴力的若しくは不当な要求行為等により市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体、個人若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - ④反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係ではないこと
 - ⑤反社会的勢力との不当な金銭の授受を行わないこと
 - ⑥自ら又は第三者を利用して、次の行為を行わないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑦本契約の再委託先業者及びその他自らの取引先・下請け業者等が前各号のいずれかに該当することが判明した場合、直ちに相手方にその事実を通知し、また、当該取引関係を速やかに遮断するなど必要な措置を講じること
- (2) 委託者又は受託者が、前項の確約のいずれかに違反した場合、その相手方は何らの催告も要せずして本契約を解除することができ、当該解除により被った損害を違反当事者に対して請求することができるものとする。
- (3) 委託者及び受託者は、前項により本契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

9. プロポーザル参加申し込み方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、以下の提出書類を作成し、指定の方法により申し込むこと。

<提出書類>

①企画提案書提出届

※指定の様式（様式第2号）を使用すること。

②企画提案書（表紙および本文）

※本提案書の表紙および本文の書式は自由とする。

③事業者の会社・団体等概要書

※書式は自由とし、「②企画提案書」の一部として合本すること。

※本概要書には、必ず「同種・類似業務の実績」の事例を3件明記すること。

④本業務の実施体制

※書式は自由とし、「②企画提案書」の一部として合本すること。

※本書類には、本業務を担当する責任者を明記し、当該責任者の「本業務と同種ないし類似業務の実績」の代表的事例を3件明記すること。

※本書類には、上記の担当責任者および窓口となる担当者の連絡先（氏名、所属、電子メールアドレス、電話番号）を記載すること。

⑤委託費用見積書

※書式は自由とし、「②企画提案書」の一部として合本すること。

<提出方法>

上述の「提出書類」をPDF形式に変換し、インターネットを活用した電子的通信手段によって下記アドレスに伝送すること。（これ以外の方法は受け付けない。）

※電子的通信手段は、以下の2種類を想定している。

1. 電子メールに提出書類を添付し、下記の電子メールアドレスに送信。

（ただし、総容量が20メガバイト未満の場合に限る）

2. 安全性が確保できる何らかの「ファイル転送サービス」を利用して提案書類を転送。（総容量が20メガバイト以上の場合には必須）

<提出先の電子メールアドレス>

info@ueno-bunka.jp（上野文化の杜新構想実行委員会 事務局）

※電子メールの件名は、「【上野文化の杜】プロポーザルの提出」とすること。

※ファイル転送サービスを使用する場合は、転送先のメールアドレスとして上記の

アドレスを入力し、ファイル転送サービスのコメント欄等に「【上野文化の杜】プロポーザルの提出」と記載する等、ファイル転送を行った旨を伝達すること。

1 0. 企画提案書に記載すべき要件

別紙「令和3年度 上野文化の杜新構想実行委員会 事業実施の支援に関する委託業務仕様書」に記載された「各事業の各項」のすべてに対して、今年度実施を想定するプランを、前述した委託料などを勘案しながら、仕様書（別紙）に記載された3つの事業について「各事業の業務実施プロセスと手法」「試行するモデル事業の企画内容」「モデル事業の実効性の検証方法」「獲得する具体の成果・効果」について仮説的に記述すること。ただし、仮説的な記述においては、実施計画やマニュアルレベルの委細を求めるものではない。

1 1. 委託事業者の選考方法

委託事業者の選考は、1次選考（企画提案書類の査読評価）と1次選考合格者を対象とした2次選考（プレゼンテーションおよびヒアリング）の2段階で実施する。

選考は、「上野文化の杜新構想実行委員会」会長、および、会長が指名する実行委員会委員などによって編成する選考委員会が行う。

1 2. 提案の評価対象項目と評価の着眼点

選考における評価項目・着眼点と選考に反映される比率については以下の通りとする。

	評価対象項目	評価の着眼点	配点
1	企画の内容において目的を的確に捉えているか、また実施にあたり創意工夫した内容が盛り込まれているか	提案内容は仕様書（別紙参照）の要件を満たしており、かつ、目的達成のために実効性を有すると認められるか。	40/100
2	実行可能な計画や内容となっているか	提案内容は仕様書の要件を満たしており、かつ、目的達成のために効果的であると認められるか。	20/100
3	業務全体の遂行について	本委託業務を遂行するための組織体制およびスケジュールは妥当と認められるか。	20/100
4	同種・類似の業務実績	過去に同種・類似の業務実績があり、その内容から本業務の遂行能力があると認められるか。	15/100
5	費用	支出内訳が明確であり、またその積算根拠が合理的な内容であるか。	5/100

1 3. 委託事業者の選定スケジュール

以下の段取りおよびスケジュールにて、委託事業者の選定を行う。

※ただし、状況によって以下の段取り・スケジュールが変更されることもある。

- (1) 応募書類一式の提出締め切り

令和3年8月20日（金） 12：00（正午）

※応募書類一式の構成は、「9. プロポーザル参加申し込み方法」を参照。

- (2) 書類選考（1次選考）

令和3年8月20日（金）～同8月24日（火）

- (3) ヒアリング（2次選考） ※1次選考通過者のみを対象とする

令和3年8月26日（木）～同8月27日（金）

- (4) 業務委託事業者の採択決定

令和3年8月30日（月）～同8月31日（火）

<質問の受付と回答について>

- ・本企画提案に関わる質問は、募集に関わる告知掲出日から令和3年8月17日（火）12：00まで受け付ける。
- ・質問は、その内容等を指定の様式（様式第1号）に記述し、同様式を電子メールに添付して下記メールアドレスあてに送付すること。

<質問受付電子メールアドレス>

info@ueno-bunka.jp （上野文化の杜新構想実行委員会 事務局）

※本電子メールの件名は、「【上野文化の杜】プロポーザルに関する質問」と記述することとし、質問への回答は、同質問メールへの返信によって行う。

また、メール本文の書式は自由とする。

1 4. 選考結果の通知

1次選考：メールによって選考通過の可否の通知を行う。

※ただし、「選考通過事業者」には、2次選考の調整を電話によって行うことがある。

2次選考：メールによって採択の可否の通知を行う。

※ただし、「採択事業者」に関しては、電話による通知を併用することがある。

15. 業務委託契約について

委託事業者として採択通知を受けた事業者は、上野の杜新構想実行委員会からの指示により、速やかに業務計画書を作成し、実行委員会との協議により承認を得ることし、業務計画書の承認をもって業務委託契約を締結する。

16. 業務および決算の報告について

本要領の「5. 履行期間」に定められた履行期間において、すべての業務を執行するとともに、上野文化の杜新構想実行委員会への業務実施報告および決算報告を完了する。

17. その他

- (1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。
 - ② 提出書類の返還はしない。
 - ③ 本実行委員会は、提出書類を本事業者選定以外の目的で使用しない。
 - ④ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

18. 問い合わせ先

上野文化の杜新構想実行委員会 事務局

電子メールアドレス： info@ueno-bunka.jp

※お問い合わせやご質問およびその回答等は、原則として電子メールによるものに限らせていただきます。